

公立大学法人富山県立大学教員選考規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則第 6 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、教員の採用及び昇任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事方針)

第 2 条 理事長は、理事会の議を経て学科及び研究科ごとにおける教員の配置に関する方針（以下「人事方針」という。）を定めるものとする。

2 学長は、理事長が前項に規定する人事方針を定めるに当たり、意見を述べるができるものとする。

3 理事長は、教育研究審議会（以下「審議会」という。）に対し、策定した人事方針を通知するものとする。

(教員選考委員会)

第 3 条 富山県立大学に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 教員の選考については、委員会の審査を経るものとし、委員会は、別に定める選考基準によって審査を行うものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、その都度、学部ごとに次に掲げる者をもって組織する。
ただし、学部、大学院研究科等の新設又は再編に伴い、その設置認可申請等に際し教員審査の対象となる教員を採用する場合は、別に学長が指名又は委嘱する者をもって組織する。

(1) 工学部

ア 工学部長

イ 学科長

ウ 当該学科（教養教育センターは、1 学科とみなす。以下同じ。）の教授間で互選された教授 2 人

エ 他の学科ごとに教授間で互選された教授各 1 人

(2) 情報工学部

ア 情報工学部長

イ 学科長

ウ 当該学科の教授間で互選された教授 2 人

エ 他の学科ごとに教授間で互選された教授各 1 人

(3) 看護学部

ア 看護学部長

イ 看護学科長

ウ 看護学部の教授

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。ただし、前条ただし書きの場合は、委員長は別に学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長が特に認めたときは、事務局長を委員会に出席させることができる。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 会議は、非公開とする。

5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(候補者の推薦)

第7条 委員会の審査を受けようとするときは、当該学科を経て次の各号に掲げる選考資料を委員会に提出しなければならない。

(1) 候補者の履歴書

(2) 業績表

(3) 推薦理由書

(4) その他必要と認められる書類

(審議)

第8条 委員会は、審査の結果を文書で審議会に報告し、審議会はその報告に基づいて審議を行うものとする。

(選考)

第9条 学長は、審議会の審議の結果に基づいて、教員を選考する。

2 学長は、前項の規定により教員を選考したときは、教員の採用を理事長に申し出るものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員を選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年富山県条例第3号)第6条に基づき廃止される前の富山県立大学が施行日以後

における教員として選考した者は、この規程に規定する手続きに基づき
選考された者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。